

手続き・ご相談・お問合せ窓口

	中高層建築物の建築			大規模開発行為等
所管課	建築総務課	建築指導課（北部）	建築指導課（南部）	開発調整課
		（北部エリア） 西区、北区、大宮区、 見沼区、岩槻区	（南部エリア） 中央区、桜区、浦和区、 南区、緑区	
窓口	さいたま市役所10階 浦和区常盤6-4-4	北部建設事務所 （大宮区役所 6階） 大宮区吉敷町1-124-1	南部建設事務所 （中央区役所別館 2階） 中央区下落合5-7-10	さいたま市役所9階 浦和区常盤6-4-4
電話番号	048-829-1538	048-646-3235	048-840-6236	048-829-1427
FAX	048-829-1982	048-646-3268	048-840-6267	048-829-1979
届出提出先	—	◎	◎	◎ (※)
説明報告書の閲覧	◎	上記北部エリアの 中高層建築物案件	上記南部エリアの 中高層建築物案件	大規模開発行為等案件
あっせん・調停 に関する事及び 申し出先	◎	—	—	◎ (※)
お問合せ内容	条例制度の内容、届出書類の作成方法、 条例手続きの流れについて、説明報告書の閲覧、 あっせん・調停の申し出について、その他			

※大規模開発行為等に該当する場合は、中高層建築物の建築に該当するか否かに関わらず、開発調整課が提出先になります。